諮問第1号

退職手当支給制限処分に関する審査請求について

退職手当支給制限処分について次のとおり審査請求があったので、地方自治法第206条第2項の規定により諮問する。

令和6年9月4日

福岡市長 髙 島 宗一郎

- 1 審査請求書 別紙のとおり
- 2 処分庁の弁明の趣旨等
- (1) 処分庁 福岡市長
- (2) 弁明の趣旨 本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。
- (3) 理由

懲戒免職処分を受けた者に対しては、退職手当の全部を支給しないことが制度の原則であり、審査請求人の個別の事情を考慮しても、例外的に一部を支給する必要は認められなかったものであるから、本件退職手当支給制限処分(以下「本件処分」という。)に当たって、その付与された裁量権の行使について逸脱又は濫用をしていない。

- 3 審理員の意見等
- (1) 意見 本件審査請求には理由がないから、棄却されるべきである。
- (2) 理由

諸般の事情を総合的に考慮するに、処分庁が退職手当を一部不支給にとどめるべき場合に該当するとは認められないと判断し本件処分を行ったことが、社会観念上著しく妥当性を欠くものであるとまではいえず、本件処分について、裁量権の逸脱又は濫用は認められないから、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

別紙

審査請求書

令和5年7月26日

福岡市長 様

審査請求人

- 審査請求に係る処分の内容
 退職金不支給処分
- 2 審査請求に係る処分があったことを知った年月日 令和5年5月2日
- 3 審査請求の趣旨退職金不支給処分の取り消し
- 4 審査請求の理由 懲戒免職処分に関して不服を申し立ていたしまして、そこで退職金不支給についても 不服である為